

経営会議の内容

件 名	大和市市営住宅条例の一部改正について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成24年1月19日（木） 16：00 ～16：25 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、街づくり総務課長
提 出 理 由	大和市市営住宅条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・同居親族要件は法において廃止されたのに、自治体が条例により、その要件を残すということはどういうことか。 （所管部）国の中でも、地方と都市部では住宅事情が違うので、一律に法で扱いを縛るということをやめ、地方の実情に任せるということである。 ・法律で廃止の場合、それを条例で規定することはできるのか。 （所管部）廃止であり、禁止というわけではないので条例で規定できる。 ・現在、本市の市営住宅の単身世帯住戸の設置状況はどのくらいか。 （所管部）全564戸中、9戸である。 ・入居する際の倍率はどれくらいか。 （所管部）平成23年10月募集時で平均26.5倍である。 ・そのような高倍率を踏まえたうえでの、同居親族要件継続か。 （所管部）その要因もある。 ・血縁のない他人同士の寄合入居は可能か。 （所管部）夫婦、親子が原則である。 ・事実婚のような男女の入居は可能か。 （所管部）可能である。
会議結果	案のとおり、進めていく。